

最高裁への『訴訟上の救助の申立書』

森永ヒ素ミルク中毒事件大阪訴訟 原告弁護団

原告側弁護団 『訴訟上の救助の申立書』より抜粋。太文字化は岡崎による。

第1 申立人は著しく貧困である。

(1) 相手方企業は、日本において乳業関係において有数の天文学数字にのぼる利益を上げている営利法人の会社である（原審甲85，甲89号証参照）。

(2) 相手方は、申立外財団法人ひかり協会が①死者の損害、②過去の損害の賠償請求を相手方に70年にわたり請求していないこと。これは不合理であり不正義である。このために、相手方企業が甲3にみられるように森永中毒事件が起きて1年のみ赤字であったが、以後右肩上がりの莫大な利益をあげ、今日テレビでも放映される巨大企業となっていることが明らかとなっている。このような巨大企業と70年にわたる被害者の苦痛を考慮するとき、訴訟救助を認めないことは著しく公平、正義に反するといわなければならない。

第2 訴訟の勝訴の見込み

1 国際人権法（障害者権利条約2条に基づく）による除斥期間の排除

(1) 「勝訴の見込なきを非ざるときに限る」の要件に申立人は該当する（東京高裁昭和45年11月30日決定 判例時報614号59頁以下）。

しかしながら、申立人の場合、あくまで頸椎症性脊髄症の手術が改善することを期待して治療を受けているのである。頸椎症性脊髄症の手術は現在臨床医学上治療としての手術がいまだ確立を見ていない状況であり、この手術の総合的な分析が必要であり原判決の「同質」論の展開は早計と言われなければならない。

(2) 申立人は、…（中略）…脳性麻痺頸椎症性脊髄症の重症の人間である。日常生活に大きな支障を来しているとともに車いすの生活で、日々苦しく辛吟している者である。このような人間の尊厳を尊重し確保がはからなければならない。

原判決は1審判決に「なぞられた」次元の判決というしかない。

(3) 障害者権利条約2条の条文の構成要件要素は次のとおりである。「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課すものをいう。」とある。正に申立人にこの条文の構成要件要素は該当する。

いうまでもなく、障害者権利条約は憲法98条2項によって国内法であり憲法76条の「法律」であるから裁判官を拘束することとなる。

原判決は除斥期間を適用することが障害者権利条約の定める「合理的配慮」を欠くものであるという申立人の主張は次のように排除する。「民法724条は障害者のみに適用される規定ではないから合理的配慮を欠く差別には該当しない」と。国際人権法を理解しない理由不備と言わざるを得ない。

申立人が問題としているのは同上を適用した結果、救済を得られなくなる申立人が同上を適用されない健常者との関係で生じる差別を問題としているのである。上告審において法的判断をいただきたい。

2 個人請求のしめ出しと被上告人を代表した菊池孝生の代表権の存在

(1) 森永砒素ミルクの飲用者に関する特集をしたテレビ番組内において、被害者弁護団の弁護団長であった中坊公平弁護士と対峙する形で、相手方の特別顧問である菊池孝生氏が「ひかり協会ができてから、ずうっと時効の中断がおこなわれているわけですから、国や会社の姿勢が変わったら、守る会側はいつでも裁判が起こせる」と述べている。

菊池孝生氏は、1997年(平成9年)に相手方の専務取締役を退任後、2011年(平成23年)6月14日に相手方の関連会社の代表取締役に就任するまで、相手方の特別顧問・渉外担当の役職を任ぜられていた人物であるうえ、被害者山田暢子氏の父母とひかり協会との協議にも同席し、協議の議事録も被告を代表して唯一名を連ねていた人物である(甲73)。

公共のテレビ番組のテロップに「森永乳業 特別顧問 菊池孝生」と表示されたうえで、同人の発言は、同番組の趣旨・内容に照らしても、相手方を代表する発言といわなければならない。

また、代表権の有無を措くとしても、上記経歴の菊池孝生氏によるテレビでの上記のような発言をもとに、未曾有の被害を受けた一個人である申立人が巨大企業である相手方に対して訴訟提起をしているにもかかわらず、相手方がそれまでの経緯を無視して除斥期間の経過を主張することは、権利の濫用ないし信義則に反するものと言わなければならない。

この点、原判決は、上記テレビ番組を当時見ていた被害者が菊池氏の発言をどう受け止めたかという視聴者の視点を全く欠いたものである。

上記発言が被害者に与えた影響を真に理解するならば、原判決の除斥期間の適用についての法令解釈ないし適用に誤りを認め、相手方の除斥期間の主張を排斥する判決がなされる可能性は相当程度存在する。

少なくとも、本件上告ないし上告受理申立において、勝訴の見込みがないとは言えず、申立人に対する訴訟救助がなされるべきである。

なお、控訴人は、原審準備書面9において、会社法354条の類推適用（表見代表取締役責任の類推適用）も主張しているが、原判決はこの点についての判断を何ら示していない。

（2）また、原判決は、「原告は、現行の救済・解決方針の枠組みの中で異を唱えることによる不利益を恐れたと主張するが、原告は、平成19年頃には弁護士を依頼してひかり協会に対して補償額を増やす交渉を行ったと述べており（原告本人）、本件訴訟を提起するまで全く行動を起こすことができなかったわけではないから、原告による被告に対する権利行使を期待し得ない状況にあったとはいえない。」と判示する。

しかしながら、控訴人は、障害年金の受給を執拗にすすめ、自身の負担を減らすことに躍起になるひかり協会に異を唱えるべく、補償についての増額を求めていた経過でまったくちががあかないことから、前述の菊池氏の発言も踏まえ、被控訴人に対して直接慰謝料の支払いを求め本訴訟を提起したものである。

ひかり協会は、同協会の予算の大半が職員の給与に回り、被控訴人を付度する者がその運営の主流を握り、その結果、恒久対策案のほとんどが実施されないばかりか、不明瞭な補償が平然と横行し、或いは（原告を含む）重度被害者に対する補償が制限される（重度被害者が切り捨てられる）等の状況にある。

被控訴人は、そのようなひかり協会を長年にわたって自身の隠れ蓑として利用してきたものであるが、現行の枠組みを通り越してそのような被控訴人に対して直接の請求を行うことが控訴人にとってどれだけ勇気を要することであったか計り知れない。

原判決は、この点についての理解に欠けるものである。このことは、以下に述べるひかり協会及び被告により被害者の個別請求が事実上閉め出されていた事実からも首肯できるところである。

(3) 森永ミルク中毒被害者の会は、恒久対策案の重要項目として、(1) 死者の損害賠償、(2) 過去の損害の損害賠償として掲げ、三者確認書においても「恒久対策案」実現のために努力することを確約するとしていた。

しかし、「団体」の「民主的討議」の名の下に被害者の会と財団法人ひかり協会は一体となって「自制」し、個人請求すら65年にわたった経過の中で事実上閉め出しの「法的状態」と化していたものである。その裏付けとなる事実をいくつか列挙する。

①前野直道氏の証言（甲91）

ひかり協会の理事長である前野直道氏は、別件訴訟の証言において、「山田さん」「榎原さん」「横田さん」という名前を挙げて、ひかり協会の方針に従わずに個人として個別の請求を求める人物を嫌悪し、排除してきた事実を縷々述べている。

②大槻高氏の発言（甲72）

森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の副理事長であった大槻高氏は、「守る会の組織を大切に」という投稿を守る会機関紙に投稿し、「自分の意思を通す為に言論結社の自由をふりかざすのでは真の民主的権利といえない。それは会員の手によって作りあげた規約、組織原則を、会員が守ることと、社会一般、国民一般がもっている言論結社の自由との混同である。」と述べ、個別的な動きを否定する論述を展開している。

③能瀬英太郎氏の批判

ひかり協会が恒久対策の1割しか実現していない等の批判を展開していた能瀬英太郎氏は、名誉棄損を理由に森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会を被告として訴え、同訴訟の勝訴が確定している。

能瀬氏は、恒久対策案の完全実施を求める有志で作成した「森永ヒ素ミルク中毒事件発生から５０年 被害者救済事業の実施状況」（甲７８）のあとがきにおいて、

「この冊子を読まれた方は、私がひかり協会を批判しているのか、守る会を批判しているのか分からず、混乱されると思います。それは書いている本人も感じていることなのです。

実はそのことが救済を後退させている元凶だと私は思っています。ひかり協会の理事長も副理事長も守る会の出身です。後者は守る会の現理事長を兼任しています。その他多数の守る会役員がひかり協会の理事などを兼任しています。両方の組織は一つの考えで統一されてしまっているようです。

その結果、力の強い方に引きずられていきますが、それは予算を執行するほうです。守る会はひかり協会の下請け会社のようなものです。

その上、両方の機関紙を編集しているのは同一人物です。

ひかり協会と守る会の機関紙は、両会とは異なる考えは猛烈に批判しても、自己に対する批判は一行たりとも掲載しません。

ひかり協会の役員は「３０年も存続したこと」を誇らしげに吹聴しますが、救済事業より存続するほうが大事なようです。

「自己の存続こそがひかり協会の目的であり、そのために守る会があり被害者が存在する。」というのが、ひかり協会役員の本音のようです。

やっきになって異論を排除する理由もこのへんにありそうです。」

（甲７８）と述べている。

後略…